

令和6年度 公文書開示請求（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 3. 12	R6. 5. 2	産業廃棄物処分業許可申請書（令和5年8月2日付環資産更第849号） 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（令和3年10月6日付環資産更第1373号）			1					1	1	1						別紙1のとおり	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課
2	R6. 3. 25	R6. 5. 10	有限会社〇〇に対する行政処分 聴聞報告書	1	1															環境局 多摩環境事務所 管理課
3	R6. 3. 25	R6. 5. 10	有限会社〇〇に対する行政処分 聴聞調書 有限会社〇〇に対する行政処分 行政処分検討調書	27		1						1	1		1				別紙2のとおり	環境局 多摩環境事務所 管理課
4	R6. 4. 26	R6. 5. 10	対象地地：〇〇 事業場名：有限会社〇〇 時期：平成20年～22年 解散日：平成21年11月30日 ・土壌汚染対策法第3条に伴う土壌汚染状況調査報告書（概況・個別・詳細調査含む） ・工事完了報告書 ・措置完了報告書						1										本請求にかかる公文書は実施機関において現に保有しておらず存在しない。	環境局 環境改善部 化学物質対策課
5	R6. 5. 8	R6. 5. 21	①事故報告書（令和6年2月29日付） ②東京都区市町村清掃事業年報（令和4年度実績） 施設整備状況調査票	4	1															環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課
6	R6. 4. 12	R6. 5. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請書（令和3年11月9日付環資産更第1494号） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（令和3年11月9日付環資産更第1493号）			1						1	1						別紙3のとおり	環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課
7	R6. 5. 14	R6. 5. 28	埋立処分場内排水処理施設等の運転業務委託（契約番号05-02001）に関する種目・科目内訳書、委託設計内訳書、人件費積算内訳、物件費積算内訳	11		1									1				開示しない部分： ・種目・科目内訳書に記載の金額 ・委託設計内訳書に記載の金額及び摘要 ・人件費積算内訳集計表の積算内容 ・人件費積算内訳1-1人件費の積算内容 ・人件費積算内訳1-2委託の労務単価 ・人件費積算内訳1-1及び1-2の項目名の一部 ・物件費積算内訳の積算内容（機械名を含む） ・適用基準等の名称 理由： 公にすることにより、今後の契約に際し、設計及び積算方法が明らかとなり、また予定価格及び契約目途額が類推され、契約事務における公平性及び競争性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため東京都情報公開条例第7条第6号に該当	環境局 資源循環推進部 廃棄物埋立管理事務所

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」:東京都情報公開条例

文書名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物処分業許可申請書(令和5年8月2日付環資産更第849号) 中間処理施設 事前計画書	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	写真(車両のナンバー)	条例第7条第2号及び3号	個人の車両に関しては個人識別情報のため条例7条2号に該当し、事業者の車両については事業者の内部管理情報のため条例7条3号に該当する。
	写真(敷地内が写っているもの)	条例第7条第3号	当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	事業場内の作業情報や構造物の情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
産業廃棄物収集運搬業許可申請書(令和3年10月6日付環資産更第1373号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	写真(車両のナンバー)	条例第7条第2号及び3号	個人の車両に関しては個人識別情報のため条例7条2号に該当し、事業者の車両については事業者の内部管理情報のため条例7条3号に該当する。
	写真(敷地内が写っているもの)	条例第7条第3号	当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」: 東京都情報公開条例

文書名		開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
(2)	有限会社〇〇に対する行政処分 聴聞調書	7 職員説明の要旨	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
(3)	有限会社〇〇に対する行政処分 行政処分検討調書			
	行政処分検討調書(火薬類取締法)	第1 被処分行為者 (3)事業概要	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		第2 処分行為事実(1) 被処分行為の概要、 (5)その他①)	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		第2 処分行為事実 ((4)法令の知識や理由)	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで火薬類取扱保安責任者の資格情報を不正に使用される恐れがあり、今後の火薬類取扱における免状交付事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		第2 処分行為事実 ((5)その他②、③)	条例第7条第3号並びに第6号	公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		3 行政指導の経過	条例第7条第3号、4号並びに第6号	公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとともに、犯罪に使用される恐れがある。また、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		第5 上記行政処分を行う理由	条例第7条第6号	公にすることで都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
	火薬類販売所立入検査調書	検査項目	条例第7条第6号	公にすることで都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		事前調査、結果、検査結果、指示及び注意事項、「販売品目及び販売数量」	条例第7条第3号並びに第6号	公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		令和6年1月18日付文書の「販売品目及び販売数量」	条例第7条第6号	公にすることで都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		「主な仕入先」 「主な販売先」	条例第7条第3号	法人に関する事業運営情報であり、公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。
	火薬庫外貯蔵場所立入検査調書	検査内容	条例第7条第6号	公にすることで都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		前回の立入検査結果、結果、検査結果、指示及び注意事項	条例第7条第3号並びに第6号	公にすることで事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
		上記以外の不開示とした部分	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
	No. 3 令和4年11月10日付け文書	不開示とした部分	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。
	No. 6 有限会社〇〇から多摩環境事務所に宛てた文書	不開示とした部分	条例第7条第4号並びに第6号	公にすることで犯罪に使用される恐れがあるとともに、都の火薬類取締事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

「条例」: 東京都情報公開条例

文書名	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定	当該規定を適用する理由
産業廃棄物収集運搬業許可申請書(令和4年2月10日付環資産更第1494号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	写真(敷地内が写っているもの)	条例第7条第3号	当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	事業運営に関する情報、事業場内の作業情報、構造物の情報及び取引先に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(令和4年2月10日付環資産更第1493号)	敷地内図面	条例第7条第4号	公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。
	写真(敷地内が写っているもの)	条例第7条第3号	当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	事業運営に関する情報、事業場内の作業情報、構造物の情報及び取引先に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の内部管理または事業運営に関する情報であり、公にすることで事業者の競争上または事業運営上の地位が損なわれるため。
	使用機器に関する情報のうち不開示とした部分	条例第7条第3号	当該法人の事業活動を行う上での事業運営情報であるため、公にすることにより、当該法人の競争上または事業運営上の地位が損なわれると認められるため。